

F-35ステルス戦闘機等の暫定配備による騒音増加に対する意見書

在沖米空軍嘉手納基地に常駐配備されているF-15イーグル戦闘機の老朽化に伴い、昨年11月上旬から2年をかけて退役させ、新たにF-22ステルス戦闘機やF-16戦闘機の暫定配備が開始された。

そのような中、本年3月28日からF-35ステルス戦闘機が同飛行場に暫定配備以降、航空機騒音が増加している。

マスコミ報道によると「聴力機能に障がいを与える」とされる100デシベル以上の騒音が、配備後、北谷町78回（配備前59回）、嘉手納町22回（配備前9回）、沖縄市10回（配備前6回）、3市町で48%増加し、本町砂辺では116・2デシベルも記録した。また、三連協によると4月の苦情件数は、前月を上回っている。

近年の米軍嘉手納基地における離着陸回数は減少しているものの、外来機の飛来と深夜早朝の離発着回数は幾度となく発生している。2015年10月29日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、訓練の一部を県外・国外で行うとの合意がされているにも関わらず、外来機の飛来が後を絶たず負担軽減と逆行している状態は到底容認できるものではない。また、兵員等の具体的かつ詳細も明らかにされておらず、強い憤りを禁じ得ない。

さらに、環境基準値を超過した騒音も幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかである。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）においては、午後10時から午前6時まで飛行制限されているが、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

地域住民が日常的に航空機被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールの遵守と本質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備を中止し即時撤去させること。
- 2 住宅居住地域での旋回・訓練・低空飛行を中止させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 4 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長